

第3次香取市男女共同参画計画策定支援業務
及び
香取市市民協働指針評価・検証支援業務委託
公募型プロポーザル

募 集 要 領

令和8年6月
香取市市民協働課

1 業務の概要

(1) 目的

香取市では、2020（令和2）年度から2027（令和9）年度までを計画期間とする第2次香取市男女共同参画計画（以下「第2次計画」という。）に基づき、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を進めています。また、第2次計画では、DVの防止及び被害者の支援の充実を目指すため香取市DV防止・被害者支援基本計画を包含して、男女共同参画に関する取組を総合的に推進しています。

この第2次計画は、2026（令和8）年度までを計画期間としていましたが、香取市の最上位計画である香取市総合計画（第3次：2028（令和10）年度～）と整合を図る観点から、加えて、2026（令和8）年3月策定の第6次千葉県男女共同参画計画と連携を図るため、計画期間を1年延長し、2027（令和9）年度までの計画とし、2028（令和10）年度からを計画期間とする第3次香取市男女共同参画計画（以下「第3次計画」という。）を2026（令和8）・2027（令和9）年度の2カ年で策定することを計画しています。

第3次計画の策定にあたっては、専門的知識や経験、実績、高い企画力などを有するコンサルタント業者を選定し、策定に係る業務全般について支援を受け、効率的・効果的に策定作業を進めることを目的としています。

加えて、市民協働課が所管する香取市市民協働指針は、2009（平成21）年3月に策定され、市民活動団体の活動や香取市まちづくり条例に基づく住民自治協議会の活動の方向性を示す指針として位置づけられていますが、策定から15年以上が経過し、高齢化の進行や社会状況の変化が著しい現在において、時代にあった指針とすることを目的として、事業の評価・検証を実施するもので、市民意識調査等を共同実施することで、効率的に行うことを目的とします。

(2) 業務名

第3次香取市男女共同参画計画策定支援業務及び香取市市民協働指針評価・検証支援業務委託

(3) 支援業者選定の方式

支援業者の選定は、公募型プロポーザル方式で行います。

(4) 業務内容

別紙「第3次香取市男女共同参画計画策定支援業務及び香取市市民協働指針評価・検証支援業務委託仕様書」のとおりです。

(5) 業務規模

計画策定業務に係る2026（令和8）年度業務に係る委託料上限額は、4,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

※ 2027（令和9）年度分の男女共同参画計画策定に係る委託料は2,600,000円を見込んでいます。

※ 2027（令和9）年度分の香取市市民協働指針策定に係る委託料は、評価・検証後に検討するため未定です。

（6）委託期間

業務委託の期間は、契約締結の日の翌日から2027（令和9）年3月26日までとします。

なお、2027（令和9）年度に別途、計画策定支援業務を発注する予定です。

（7）発注者・事務局

発注者 千葉県香取市

事務局 香取市生活経済部市民協働課 担当：石橋・菅井

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話番号 0478-54-1138（直通）

電子メール jinken@city.katori.lg.jp

2 プロポーザルへの参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とします。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- （3）本業務の公告日において、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていないこと。
- （4）国税（法人税及び消費税・地方消費税）及び市税を滞納していないこと。
- （5）2021（令和3）年度以降（過去5年間）、市町村男女共同参画計画、市民協働に関する計画又はこれに準ずる計画等の策定業務を受注し完遂した実績を有すること。
- （6）経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない企業又は法人であること。
- （7）仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

3 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとします。

実施内容	実施期間又は期日
募集開始（公告）	2026(令和8)年6月1日(月)
質問受付期間	2026(令和8)年6月1日(月)から6月15日(月)まで
質問への回答期限	2026(令和8)年6月19日(金)まで
提案書類の提出期限	2026(令和8)年6月30日(火)まで
第1次審査結果の通知	2026(令和8)年7月6日(月)まで
プレゼンテーション審査	2026(令和8)年7月14日(火)
審査結果の通知（公表）	2026(令和8)年7月17日(金)まで
契約協議及び契約書締結	2026(令和8)年7月下旬（予定）

※ スケジュールは、都合により変更する場合があります。

4 本件に関する質問及び回答の方法等

本件に関し、質問がある場合は、以下により行うものとします。

ただし、質問は、本プロポーザルの提案書の作成・提出に必要な事項に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けません。

- (1) 提出様式 質問書（様式1）
- (2) 提出方法 本要領1の(7)に定める事務局に電子メールで提出
※ 事務局に対し、必ず受信確認をしてください。
- (3) 提出期限 2026（令和8）年6月15日（月） 午後5時
- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、2026（令和8）年6月19日（金）までに質問者名を伏せて香取市ホームページにて公表します。

5 提案書の提出

提案書の提出は、以下のとおりとします。

- (1) 提出期限 2026（令和8）年6月30日（火） 午後5時必着
- (2) 提出場所 本要領1の(7)に定める事務局あてに提出
- (3) 提出部数 6部（正本1部のみ押印。残りの5部は、押印不要）
- (4) 提出方法 持参（香取市役所開庁日の午前9時から午後5時）
郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
- (5) 提出書類
 - ①会社概要（様式自由、ただしA4版）
会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先（担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス）を必ず記載

すること。また、上記を記載した企業パンフレット等を添付すること。

②会社の業務実績調書（様式2）

ア 2021（令和3）年度以降（過去5年間）に受注した市町村男女共同参画、市民協働に関する計画及びこれに準ずる計画等の策定支援業務の実績を記載してください。

イ 契約書等の業務実績を証明する書類（写し可）

③業務実施体制（様式3）

④配置予定担当者の業務実績（様式4）

業務経歴等は、2021（令和3）年度以降（過去5年間）に担当した市町村男女共同参画計画、市民協働に関する計画及びこれに準ずる計画等の策定支援業務の全てについて記載してください。

※ 担当した計画の計画名等を明確に記載してください。

※ 当該計画を担当したことがない場合は、担当した計画等の業務や現在担当する業務について記載してください。

⑤企画提案書（様式5）

企画提案に続いて、業務仕様書の記載内容に基づき計画策定に関する提案（様式は自由、原則A4判片面印刷。ただし、資料の作成上A3判を利用した方が確認しやすい場合は可）。

⑥工程表（様式自由、ただしA4判1枚）

※ 現時点で想定している作業スケジュール

⑦見積書（金額は税込み。様式自由、ただしA4判）

※ 業務内容のそれぞれについて、内訳がわかるようにしてください。

※ 2026（令和8）年度業務に係る見積書を提出してください。

※ 参考として、2027（令和9）年度分の見積書を提出してください。

⑧その他

香取市入札参加資格者名簿に登載されていない者は、下記の書類を添付してください。

ア 定款

イ 登記事項証明書（全部事項）

ウ 国税（法人税及び消費税・地方消費税）及び市税の納税証明書又は滞納のない証明書

エ 直近年度の決算書の写し

6 選定審査

提出書類の審査は、以下のとおり実施します。

なお、本プロポーザルへの参加事業者が1社のみであっても審査を行うものとします。

また、審査による評価点が、全体の6割を満たさない場合は、候補者の選定は行いません。

(1) 1次審査

本業務の1次審査は、以下のとおり実施します。

①資格審査

提出された書類に基づき、「2 プロポーザルへの参加資格」を満たしているか審査します。

②書類審査の実施

本業務のプロポーザルに参加する事業者が5社を超えた場合、提出された企画提案書に基づき、書類審査を実施し、5社を選考します。

③1次審査結果の通知及びプレゼンテーション審査の実施通知

1次審査の結果通知及びプレゼンテーション審査実施通知は、7月6日(月)までに応募者に電子メール及び郵送で通知します。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、以下のとおり実施します。

①実施日時

2026(令和8年)7月14日(火)

※ 時刻及び会場は、別途電子メール等で通知します。

②説明時間等

プレゼンテーションは1社ずつ行い、説明20分、ヒアリング10分の合計30分程度で行います。

③プレゼンテーションの内容

提出書類に基づき説明を行うものとし、資料の追加配布はできません。

④説明者

説明は、本業務を受注した際に直接策定支援業務を担当する者が行うこととしてください。また、当日の出席者は、3人以内としてください。

⑤その他

説明にあたって投影用大型モニターの使用を可とし、使用する場合は、事前に事務局に連絡をお願いします。

また、投影用の大型モニターは用意しますが、PC、データ及びUSBケーブル等は持参してください。

7 評価項目等

本審査の評価は、以下により評価します。

(1) 評価項目

評価は、次の各項目について総合的に評価を行います。

- ①会社の業務実績
- ②業務の実施体制及び配置予定者の業務実績、経験、能力等
- ③企画提案の内容の的確性、質問に対する応答の明快性
- ④業務見積の金額及び金額の妥当性、提案内容との整合性

(2) 提案書等の評価割合及び基準

評価項目	評価割合	
	1次審査	プレゼン審査
①会社の業務実績	10/50	15/100
②実施体制、配置予定者の能力・実績	10/50	20/100
③企画提案の内容	20/50	40/100
④見積書	10/50	25/100
合計	50/50	100/100

8 受注予定者の選定

審査会において評価を行い、最高点を獲得した事業者を受注予定者として選定します。

なお、最高得点者が複数となった場合は、項目ごとに比較し、③企画提案の内容、④見積書、②実施体制、配置予定者の能力・実績①会社の業務実績の順で、評価点の高い者を選定します。

9 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、対象者に電子メール及び郵送で通知するとともに、受注予定者を香取市ホームページで公表します。
- (2) 審査内容、審査結果に係る問い合わせには応じられません。
- (3) 審査結果に関し異議を申し立てることはできません。

10 契約協議及び契約

上記8により選定された受注予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を締結するものとします。

なお、協議が整わない場合、次点の参加事業者と協議を行うものとします。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション審査等に要する費用は、その一切を応募者の負担とします。
- (2) 応募者より提出された書類は、返却しません。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格とします。
 - ア 虚偽の内容を記載・説明した場合
 - イ プレゼンテーション等の時間に遅れた場合又は出席しなかった場合
 - ウ その他、審査会が不相当と認める場合